

外部発表規程

第1条 (目的)

ISPE 日本本部会員が、外部団体が行うイベントで講演等を行う場合、またはそこで使用する ISPE 関連資料を依頼された場合、また外部での座談会、インタビュー並びに執筆等を依頼された場合に関する手続きを明確にすることにより、ISPE に関する情報の拡散、責任の所在の不明確さ、出版物の販売減少等を防止することを目的とする。

第2条 (適用範囲)

ISPE 日本本部会員が、日本国内の外部団体が行うイベントでの講演、座談会、インタビュー等を行う場合及び日本国内の外部団体が行うイベントに使用する ISPE 関連資料の提供依頼および執筆等を受けた場合に適用する。

第3条 (手続き)

- (1) ISPE 日本本部会員は、外部団体で ISPE の活動または活動の成果物に関しての講演、座談会、インタビュー等を行う場合、または外部団体から ISPE の活動または活動の成果物に関しての講演または資料の提供、執筆等を依頼された場合、依頼等を受けたら直ちに、所定の「外部発表申請書」に必要事項を記入のうえ、本申請書を ISPE 日本本部会長宛てに提出し、オフィサーの承認を受けること。
- (2) 発表資料は、できるだけ事前に事務局に提出し、オフィサーの承認を受けること。また、資料は、無制限の拡散を防止する手段で提供すること。
- (3) 開催時期は、Baseline Guide 英語版または翻訳版の出版後、6 ヶ月以降とする。また、ISPE の行った当該のセミナーの開催後、6 ヶ月以降とする。
但し、サマリー的内容で 30～60 分程度の場合は、その限りではない。また、その際は、ISPE に対する宣伝効果を考慮すること。

第4条 (制定年月日)

平成 20 年 7 月 12 日

ISPE 日本本部 会長 佐村 勉

